

諮問庁：北九州市長

諮問日：令和 5 年 1 月 2 4 日（諮問第 1 6 3 号）

答申日：令和 5 年 1 月 6 日（答申第 1 6 3 号）

答 申 書

第 1 審査会の結論

本審査請求の対象となった行政文書の開示請求につき、全部不開示とした決定は妥当である。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

令和 4 年 8 月 2 6 日付で北九州市情報公開条例（平成 1 3 年北九州市条例第 4 2 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定による開示請求権に基づき行った「令和 4 年度後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書の「令和 4 年 7 月 1 3 日」の右側の「北九州市区長印」を刷り込むことを決定した決裁原議」を対象とする行政文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対して、令和 4 年 9 月 8 日付け北九保健保第 7 4 3 号により北九州市長（以下「処分庁」という。）が行った全部不開示決定（以下「原処分」という。）は、その理由を不存在としているが、本件請求文書は存在しているものであるから、原処分を取消し、開示することを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 北九州市では、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 0 に基づき、区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌に関する条例（昭和 3 8 年北九州市条例第 5 8 号）を制定し、区を設けている。
- (2) 後期高齢者医療に係る保険料の徴収については、本来市長の権限であるところ、北九州市後期高齢者医療の実施に関する規則（平成 2 0 年北九州市条例第 2 8 号）第 2 条により、区長に委任している。この区長は、地方自治法第 2 5 2 条の 2 0 第 3 項及び(1)で規定された区の長を指している。
- (3) 北九州市公印規則（昭和 3 8 年北九州市規則第 6 号）第 3 条の「職名をもって発する文書」にいう職名とは、「北九州市〇〇区長」をいうのであり、実際に昭

和 3 8 年度から昭和 4 9 年度において国民健康保険料納付通知書にはそのように刷り込まれていた。

- (4) しかしながら、本審査請求に係る令和 4 年度後期高齢者医療保険料納付書には「北九州市区長」が刷り込まれており、「北九州市区」という名称の区は存在しないため、当該「北九州市区長印」は盗用による偽造である。
- (5) また、北九州市公印規則第 8 条は、「公印は、特に必要があると認めるときは、これを刷り込むことができる」としており、大量に公印を押印する必要があるときなどがこれにあたるため、高齢者医療保険料納付書はこの規定により公印の刷り込みを行っている。
- (6) 同条第 2 項は、「公印を刷り込もうとするとき」は、法制課長に合議をしなければならないと規定している。高齢者医療保険料は、毎年度保険料を算定し、通知することとなっているのであるから、毎年度、通知書を作成するに当たっては法制課長に合議をする必要がある。
- (7) したがって、令和 4 年度後期高齢者医療保険料納付書に公印を刷り込むことを決定した決裁原議は存在している。

第 3 処分庁の説明の要旨

1 審査請求に至る経緯

本件は、令和 4 年 8 月 2 6 日付けで、審査請求人より条例第 5 条の規定に基づく本件請求文書の開示請求があり、それに対し、同年 9 月 8 日付けで原処分を行ったところ、これを不服として同年 1 0 月 1 3 日付けで本審査請求が提起されたものである。

2 原処分の理由

処分庁が弁明書で主張している原処分の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 争点は、本件請求文書の存在の有無にあるが、次の理由で本件処分は適法かつ正当である。
- (2) 後期高齢者医療保険料納付書兼特別徴収開始通知書に用いる公印は、北九州市公印規則で定められているものであり、本件請求文書は作成も取得もしていないため、保有していない。
- (3) 北九州市公印規則第 8 条第 2 項の規定は、電子印を公印とするときについて準用するものであり、この決裁原議については後期高齢者医療制度開始時の平成 2 0 年に作成しているが、保存期間（第 3 種 5 年間）満了により廃棄したため、保有していない。
- (4) したがって、原処分は適法かつ正当な処分であり、本審査請求には理由がないから、棄却を求める。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和 5 年 1 月 23 日 諮問の受付
- ② 令和 5 年 2 月 22 日 審議
- ③ 令和 5 年 3 月 29 日 処分庁の意見聴取
- ④ 令和 5 年 4 月 27 日 審議
- ⑤ 令和 5 年 8 月 31 日 審議
- ⑥ 令和 5 年 10 月 5 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求の対象となった本件請求文書の全部不開示決定について、処分庁及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のとおり、判断する。

1 本件請求文書の保有の有無について

- (1) 後期高齢者医療保険納入通知書兼特別徴収開始通知書（以下「本件通知書」という。）における公印は、電子印であること

ア 北九州市公印規則第 8 条は公印の刷込みについて規定しており、300 部以上交付する文書など「特に必要があると認めるとき」は、公印を刷り込むことができる」と規定しており、そのときは「当該公印の保管者及び総務局総務部法制課長」に合議をする必要がある。

イ 一方で、北九州市公印規則第 8 条の 2 は電子印について規定しており、「電子計算機を利用して証明又は通知の事務を行う場合」、特に必要があるときは、「電子計算機に記録した公印の印影を打ち出したもの」を公印として使用することができ、「電子印を公印とするとき」について前条第 2 項の規定を準用している。そのため、「電子印を公印とするとき」当該公印の保管者及び総務局法制課長に合議をする必要があるということになる。

ウ 本件通知書における公印は、後期高齢者医療保険システムに記録した公印の印影を打ち出したものであるため、北九州市公印規則第 8 条にいう公印の刷込みではなく、同第 8 条の 2 にいう電子印である。

- (2) 電子印を公印とするときに、当該公印の保管者及び総務局法制課長に合議を行うことで足りること

ア 北九州市公印規則第 8 条の 2 第 2 項の規定により、「電子印を公印とするとき」に、当該公印の保管者及び総務局法制課長に合議することが必要とされている。

イ 原処分に係る「電子印を公印とするとき」とは、後期高齢者医療制度が開始された平成 20 年 4 月 1 日以前に、本件通知書の様式を定めたときをいう。

ウ 処分庁は、平成 20 年当時、本件通知書における公印に電子印を使用する旨の決裁文書を作成し、適正に総務局法制課長に合議を行った旨主張している。

これについては、平成 20 年 4 月 1 日付けの北九州市公印規則の一部改正に係る依頼を総務市民局文書課（現総務局法制課）が総務市民局人事部長に宛てて行った際に、添付している各局からの改正依頼の中に、平成 20 年 3 月 17 日付け北九保保年第 2007 号「北九州市公印規則の一部改正について（依頼）」が含まれていることから、その事実を推測できる。

エ 平成 20 年 3 月 17 日付け北九保保年第 2007 号「北九州市公印規則の一部改正について（依頼）」では、保健福祉局長から総務市民局長に宛てて、後期高齢者医療制度の実施に伴う新たな事務の発生を理由として、北九州市公印規則改正を依頼している。

オ この時依頼した改正内容は、北九州市公印規則別表、補助機関等の専用印の項のうち、帳票類専用区長印の用途に「電子計算機処理による後期高齢者医療保険料に関する納入通知書兼特別徴収開始通知書」等を追加するものである。

(3) 電子印を公印として使用している本件通知書について、毎年度、総務局法制課長に合議を行う必要はないこと

ア 審査請求人は、公印刷り込みに係る合議文書を作成しているはずであると主張するが、本件通知書は、電子印を公印として使用しているのであるから、処分庁が毎年度総務局法制課長に合議文書を作成していなくても問題があるとはいえず、審査請求人の主張は採用することはできない。

したがって、処分庁が本件請求文書を作成も取得もしておらず、保有していないとした点に、違法又は不当な点は存しない。

(4) 平成 20 年度に総務局文書課長（現法制課長）に合議を行った決裁原議が存しないこと

ア 平成 20 年に処分庁が行った本件通知書において電子印を公印として使用する旨の決裁原議について、処分庁は北九州市文書管理規則（平成 14 年北九州市規則第 26 号）別表に基づき、「事業計画及びその実施に関するもの（特に重要及び重要なものを除く。）」に該当するものと判断し、第 3 種 5 年の保存期間を定め、当該保存期間が満了したため廃棄しているとの処分庁の主張に対して、特段否定すべき事情は存在しない。

(5) 以上のことから、本件請求文書は不存在であり、そのため、不開示と決定した処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、昭和 50 年度以降の国民健康保険料納付通知書や令和 4 年度後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書における「北九州市区長印」は盗用による偽造である旨主張している。

この点、盗用による偽造が公印の偽造を指すのか、又は、通知書の偽造を指すのか、主張からは明らかではないが、行政文書の開示又は不開示の適否を審査する当審査会において審査すべき対象ではない。

(なお、当審査会の審議の過程において、当該公印は北九州市公印規則に基づく正式なものであることが認められた。また、当該公印を盗用して通知書を偽造したことをうかがわせる事情は特に見当たらなかった)。

3 原処分の妥当性について

以上のとおり、原処分は適法かつ妥当であり、本審査請求には理由がないと認められるので、前記第 1 のとおり、これを是認する。

北九州市情報公開審査会

会長	阿 野 寛 之
委員	神 陽 子
委員	熊 谷 美佐子
委員	中 谷 淳 子
委員	中 村 智 美